

質問に対する回答書（広報たからづか「市政マンガ」制作業務に係る公募型プロポーザル）

令和8年(2026年)7月17日
宝塚市広報課

No	質問項目	記述内容	質問内容	回答内容
1	業務仕様書 6 業務内容 (1) (2)	ストーリーマンガの制作の校正について	校正は絵コンテ、線画、着色の3回とありますが、各工程につき1回の確認・修正対応という認識でよろしいでしょうか。	原則として各工程につき1回の確認・修正を想定しております。ただし、市役所内の関係課との調整において、追加の確認事項や部分的な修正が発生し、軽微な修正依頼が複数回にまたがる可能性もございますので、あらかじめご了承ください。
2	業務仕様書 6 業務内容 (2)	解説ページ用イラストの想定点数について	「点数は都度指示する」とありますが、見積作成のため現時点で想定されている点数、サイズ、使用箇所の目安をご教示ください。	現時点では、ストーリーマンガの次ページに配置する解説記事の挿絵として、3点のカットイラストを想定しています。ただし、提出いただいた見積金額等によって、契約時に数量を変更する場合があります。また、サイズは5cm四方程度を想定していますが、もしサイズによって見積金額が変わる場合は、その旨を提出いただく企画提案書に明記願います。
3	業務仕様書 11 留意事項 (5)	業務実施上の条件の生成AIに関して	マンガ及びイラストの作成にあたり生成AIを使用した場合の申告について、申告書式、記載すべき内容、申告のタイミングをご教示ください。また、構成案、ラフ案、キャラクターデザイン案、背景案、色味検討等の補助工程で使用する場合も、同様に申告対象となる認識でよろしいでしょうか。	申告書式は任意様式とし、記載内容は「使用したAIツールの名称」「使用した工程および該当箇所」「生成物の利用方法（そのまま使用、一部加工して使用、参考として使用など）」としてください。申告のタイミングは、該当する工程（ラフ、線画等）のデータ提出時とします。構成案等の補助工程における使用であっても、AIの生成物をトレースまたはそのまま成果物の一部として利用する場合は申告対象となります。著作権等の権利侵害には十分ご注意ください。
4	別紙2 審査評価項目	審査評価項目	生成AIでマンガやイラストを制作した場合、①画力や③オリジナリティの評価において、評価対象外または大幅な減点となる可能性はありますか。それとも、提出するマンガやイラストの内容、完成度などをもとに評価されるという認識でよろしいでしょうか。	生成AIを使用していること自体をもって、直ちに評価対象外としたり一律に大幅減点とすることはございません。審査においては、あくまでご提出いただいた成果物（企画提案内容、完成度、メッセージの伝わりやすさ等）をもとに評価いたします。ただし、AIの出力結果をそのまま流用したこと等により、宝塚市ならではの地域性や「オリジナリティ」、ターゲット層に対する「デザイン・構成力」が乏しいと審査委員会が判断した場合は、結果として当該項目の得点が伸びない可能性がございます。
以下余白				